

長 第 2 8 3 号  
平成22年7月9日

各介護老人福祉施設開設者  
各介護老人保健施設開設者  
各介護療養型医療施設開設者  
各老人短期入所施設施設長  
各老人デイサービスセンター施設長  
各養護老人ホーム施設長  
各軽費老人ホーム施設長  
各老人福祉センター管理者  
各有料老人ホーム施設長  
和歌山県老人福祉施設協議会 会長  
和歌山県老人保健施設協会 会長

様

和歌山県福祉保健部  
長寿社会課長  
(公印省略)

#### 土砂災害対策の徹底について

標記については、平素から格段の御尽力をいただいているところですが、平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに入所していた災害時要援護者が被災するなど、災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する上で喫緊の課題となっております。

先般、国土交通省より別添のとおり「土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果」が公表されました。

貴施設におかれては、下記事項に留意し防災体制の一層の強化を図るとともに、特に土砂災害のおそれのある箇所<sup>〇</sup>に立地している施設で、非常災害に対する具体的計画を策定していない施設や避難訓練が実施されていない施設については、必要な計画の策定や避難訓練の実施など所要の対策を早急に講じるなど、人命の安全の確保を最重点とした土砂災害対策に万全を期されますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 非常災害に関する具体的計画の点検及び整備

すべての社会福祉施設等は、各基準省令に基づき、「非常災害に関する具体的計画」を作成することとなっている。

については、「非常災害に関する具体的計画」が社会福祉施設等の立地条件など施設の実態や地域の状況を踏まえた内容となっているか点検し、必

要な措置を講ずること。

なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、①消防法施行規則に規定する消防計画 ②風水害や地震等の災害に対処する計画などが考えられること。

また、上記の計画は、それぞれ個別の作成を求めるものではなく、一体的に作成することとして差し支えないこと。

おって、計画の作成にあたっては、次の事項を参考にすること。

①緊急時の体制（連絡体制、避難誘導体制等） ②避難経路、避難場所等の確保 ③被災後の安全確認 ④市町村、医療機関等との協力・連絡体制の確保 ⑤その他

## 2 市町村及び関係機関との連携・協力体制の確立

### (1) 市町村との連携・協力体制

① 社会福祉施設等は、市町村との連携を図り、市町村が定める避難場所や避難経路を確認するとともに、非常災害時の市町村との連絡体制を整備すること。

② 社会福祉施設等は、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所（国交省所管）、山地災害危険地区（林野庁所管）、地すべり危険地（農村振興局所管）として指定されている区域（市町村が指定の意向をもっている場合も含む。）に所在しているか否か市町村に確認すること。

特に、土砂災害警戒区域等にある社会福祉施設等については、土砂災害に対する備えにも十分留意すること。

### (2) 消防機関等との連携・協力体制

消防機関はもとより、地域住民などとの連携を密にし、施設や利用者等の実態を認識してもらうとともに、非常災害時の避難、消火等が円滑に実施できるよう、社会福祉施設等が行う訓練への参加を要請するなど連携・協力体制を確立すること。

## 3 職員等の防災意識の高揚

災害対策については、職員、利用者等が日頃から防災意識を強く持つ必要があることから、社会福祉施設等の管理者は、職員、利用者等に対し、定期的に土砂災害など防災に関する研修等を実施し、防災意識の醸成を図ること。

## 4 避難訓練等の実施

(1) 避難や消火等の訓練は、各基準省令等に基づき定期的に行うこと。

(2) 夜間の災害の発生に備えて、利用者を安全に避難させる必要があることから、夜間又は夜間を想定した避難訓練を少なくとも年1回は行うこと。

(3) 避難や消火等の訓練は、消防機関や地域住民などに参加を要請し、連携を図るよう努めること。

また、利用者が通所する社会福祉施設等においては、非常災害時に家

族等の協力を求める場合があることから、必要に応じて利用者の家族等の参加を要請すること。

## 5 防災体制の整備

- (1) 警報・注意報や土砂災害警戒情報などの防災情報については、和歌山県総合防災情報システムにより、各市町村に伝達するとともに、防災わかやまメール配信サービス(参考資料 参照)により、情報提供を行っているところであるが、次のホームページ及び携帯サイトでも情報を提供しているので、避難勧告等の判断にあたっては活用すること。

### ① 雨量情報・土砂災害警戒情報

<http://www.wakayamasabo.jp/new/> (ホームページ)

<http://www.wakayamakasen.jp/keitai/> (携帯サイト)

### ② わかやま土砂災害マップ

<http://sabomap.pref.wakayamalg.jp/> (ホームページ)

- (2) 社会福祉施設等は、非常災害に備えるため、避難場所や避難経路の確保や連絡体制を整備するとともに、職員及び利用者等に対して周知徹底すること。

## 6 その他

高齢者福祉施設(介護保険施設)において、地震・風水害の発生に備えた災害対応マニュアル等を作成する際に参考とする手引き「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル作成の手引き」を作成し、長寿社会課ホームページ「きのくに介護deネット」に掲載しているので、ご活用願います。

和歌山県 福祉保健部

長寿社会課 栗柳

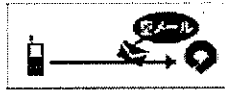
TEL 073-441-2527

FAX 073-441-2523

〈参考資料〉 「防災わかやまメール配信サービス」

和歌山県が実施している、気象情報、地震情報、河川水位情報、雨量情報、避難勧告などの情報を携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせするサービスです。無料で登録できますのでぜひ、各自の携帯電話等に登録をお願いします。

1 空メール送信



[regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp](mailto:regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp)

上記アドレスにそのままメールを送信してください。（件名・本文は不要です。）



左記QRコードを携帯電話に読み込んでメールを送信することも可能です。

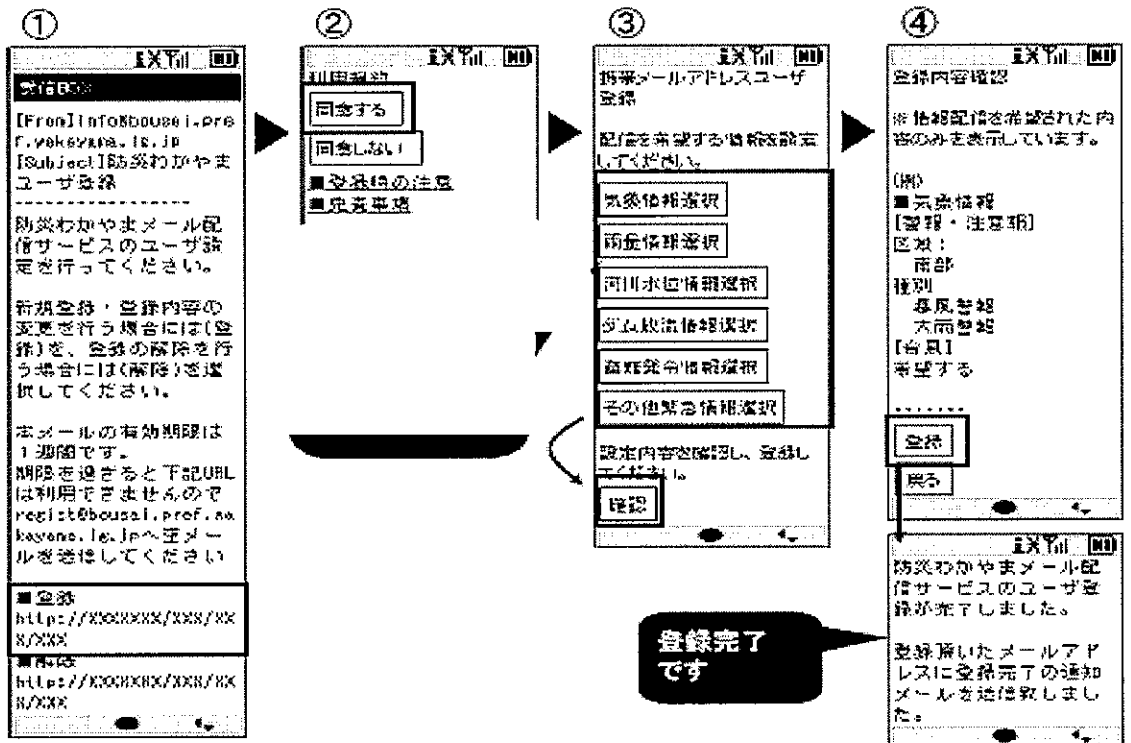
2 登録用メールが届きます



登録用メールが30分以内に届きます。

30分以内に登録用メールが届かない場合は [bousai.pref.wakayama.lg.jp](mailto:bousai.pref.wakayama.lg.jp)からのメールが受信できる設定になっていない可能性があります。設定をご確認後、再度①から操作してください。

3 登録する



配信情報のサンプル

警報・注意報	河川洪水予報	土砂災害警戒情報	台風情報
<p>警報・注意報 (XX日XX時XX分発表)</p> <p>紀北 大雨警報(発表) 洪水警報(発表)</p> <p>紀中 大雨警報(発表) 洪水警報(発表)</p> <p>田辺・西牟婁 大雨警報(発表) 洪水警報(発表)</p> <p>新宮・東牟婁 大雨警報(発表) 洪水警報(発表)</p>	<p>河川洪水予報 (XX日XX時XX分発表)</p> <p>有田川 はん濫警戒情報 洪水警報(発表)</p> <p>有田川 避難判断水位に 到達 水位はさらに上昇 する見込み</p> <p>水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位)超過</p>	<p>土砂災害警戒情報 (XX日XX時XX分発表)</p> <p>警戒対象地域 XX市、XX町</p> <p>〈対象地域拡大〉 XX市では、降り続く大雨のため、土砂災害の危険度の非常に高い状態が続いており、今後2時間以内は、XX町にも広がる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象市町村での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで60ミリです。</p>	<p>台風情報 (XX日XX時XX分発表)</p> <p>現在、大型で、強い、台風X号は那覇市付近の北東にあり、北北東の方向に20kmのスピードで進んでいます。中心気圧は980hPa、最大風速は25m/sです。 今後の情報に十分に注意してください。</p>

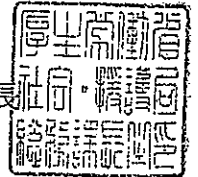
竜巻注意情報	地震情報	津波予報
<p>竜巻注意情報 (XX日XX時XX分発表)</p> <p>和歌山県では、竜巻発生のおそれがあります。</p> <p>竜巻は積乱雲に伴って発生します。 雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。</p> <p>この情報は、XX日XX時XX分まで有効です。</p> <p>対象地域 XX市、XX町</p>	<p>地震情報 (XX日XX時XX分発表)</p> <p>発現時 XX年XX月XX日XX時XX分</p> <p>■震央 和歌山県北部 北緯 XX.X度 東経 XXX.X度 深さ XXkm マグニチュード 8.0</p> <p>■地域震度 震度6強 和歌山県北部 震度6弱 和歌山県南部</p>	<p>津波警報・注意報 (XX日XX時XX分発表)</p> <p>■津波警報(大津波) 和歌山県(発表) 三重県南部(発表) 大阪府(発表)</p> <p>沿岸部に大津波が予想されますので、直ちに安全な場所に避難して下さい。</p>



社援総発 0618 第 1 号  
平成 22 年 6 月 18 日

都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



「土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果」について

今般、国土交通省より標記調査の結果について、別添のとおり公表されたところである。

については、本調査結果の内容について、貴庁内の関係部局及び管内の市町村へ周知徹底を図っていただくとともに、特に土砂災害のおそれのある箇所に立地している施設で、非常災害に対する具体的計画を策定していないものや避難訓練が実施されていないものに対しては、必要な計画の策定や避難訓練の実施など所要の措置が講じられるよう配慮を行っていただくようお願いいたします。

（別添）「土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について」



平成22年6月18日  
河川局砂防部**土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について**  
～全国に13,730の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明～

平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに入所していた災害時要援護者が被災するなど、災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する上で喫緊の課題となっています。

都道府県の協力を得て、国土交通省砂防部において、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の状況について調査を行ったところ、全国に13,730施設が立地しており、そのうち、砂防堰堤等の砂防関係施設が整備されている施設は全施設の3割に満たないという結果となりました。

なお、今回土砂災害のおそれのあることが明らかとなった施設が立地している箇所が土砂災害警戒区域に指定されている状況についても調査しましたが、7割の施設の立地している箇所において指定がなされていないことが確認されました。

今後は、本調査結果に基づき、関係省庁、都道府県及び市町村と十分連携を図った上で、施設の規模や構造等の特性を踏まえて砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示及び警戒避難体制の整備を推進するなど、ハード・ソフト一体となった重点的な土砂災害対策を実施してまいります。

なお、これらの災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進については、6月18日に都道府県土木関係部長宛に国土交通省から通知したところです。

## 問い合わせ先

国土交通省河川局	03-5253-8111(代表)
砂防部砂防計画課	03-5253-8467(直通)
砂防計画調整官	栗原 淳一 (内線36-102)
課長補佐	判田 乾一 (内線36-142)

## 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について ～全国に13,730の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明～

平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに入所していた災害時要援護者が被災するなど、災害時要援護者関連施設<sup>(注)</sup>に係る土砂災害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する上で喫緊の課題となっています。

都道府県の協力を得て、国土交通省砂防部において、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の状況について調査を行ったところ、全国に13,730施設が立地しており、そのうち、砂防堰堤等の砂防関係施設が整備されている施設は全施設の3割に満たないという結果となりました。

なお、今回土砂災害のおそれのあることが明らかとなった施設が立地している箇所が土砂災害警戒区域に指定されている状況についても調査しましたが、7割の施設の立地している箇所において指定がなされていないことが確認されました。

今後は、本調査結果に基づき、関係省庁、都道府県及び市町村と十分連携を図った上で、施設の規模や構造等の特性を踏まえて砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示及び警戒避難体制の整備を推進するなど、ハード・ソフト一体となった重点的な土砂災害対策を実施してまいります。

なお、これらの災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進については、6月18日に都道府県土木関係部長宛に国土交通省から通知したところです。

(注)：災害時要援護者関連施設の定義については参考資料1を参照

### 1. 調査結果 (参考資料2参照)

1) 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数	13,730施設
2) 土砂災害対策の実施状況	
【ハード対策】	
・砂防関係施設が整備されている施設数	3,598施設
【ソフト対策】	
・土砂災害警戒区域に指定されている施設数	4,165施設

(注)：平成21年8月31日時点、平成22年5月31日とりまとめ



## 2. これまでの対応

○関係省庁連名通知（内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁）  
「平成21年7月中国・九州北部豪雨及び平成21年台風第9号に伴う大雨を受けての対策について」（平成21年8月13日）

（通知内容）

- ・都道府県による土砂災害警戒区域の指定の促進
- ・市町村による土砂災害警戒区域等におけるハザードマップの作成 等

○国土交通省から各都道府県及び地方整備局宛通知

「災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進について」（平成21年7月27日）

（通知内容）

- ・土砂災害を防止する施設整備の推進
- ・警戒避難体制の整備等の推進

## 3. 今後の災害時要援護者関連施設への土砂災害対策の取り組みについて

従前より、災害時要援護者関連施設については社会資本重点整備計画等により要援護者が24時間滞在している施設等において重点的な砂防関係施設の整備を実施してきたところですが、今後は今回の調査結果をもとに、ハード・ソフト対策の重点的な一層の取り組みが必要です。国土交通省では、引き続き、下記の取り組みについて関係省庁、都道府県や市町村と連携して対策を進めてまいります。

なお、これらの災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策の推進については、6月18日に都道府県土木関係部長宛に国土交通省から通知したところです。

【ハード対策（砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備）】

① 24時間滞在型施設のうち、施設の規模や構造等の特性をふまえた重点的な砂防関係施設の整備。

・施設の規模

例) 収容人数が多数の施設 → 迅速な避難行動が困難と想定

※ 24時間滞在型施設で収容人数が50人以上の施設 → 約2,800施設

※ 24時間滞在型施設で収容人数が100人以上の施設 → 約1,200施設

・施設の構造

例) 1階建ての施設 → 豪雨時に2階への移動等施設内での緊急的な避難が困難と想定

※ 24時間滞在型施設で1階建ての施設 → 約1,100施設

【ソフト対策】

② 今回の調査結果について、関係部局と情報を共有するとともに、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の施設管理者へ調査結果及び土砂災害に対する警戒避難に関する情報を提供。

③ 災害時要援護者関連施設が立地する箇所について、土砂災害警戒区域の指定を優先的に実施し情報伝達体制等の警戒避難体制を整備。

## 参考資料 1 災害時要援護者関連施設の定義について

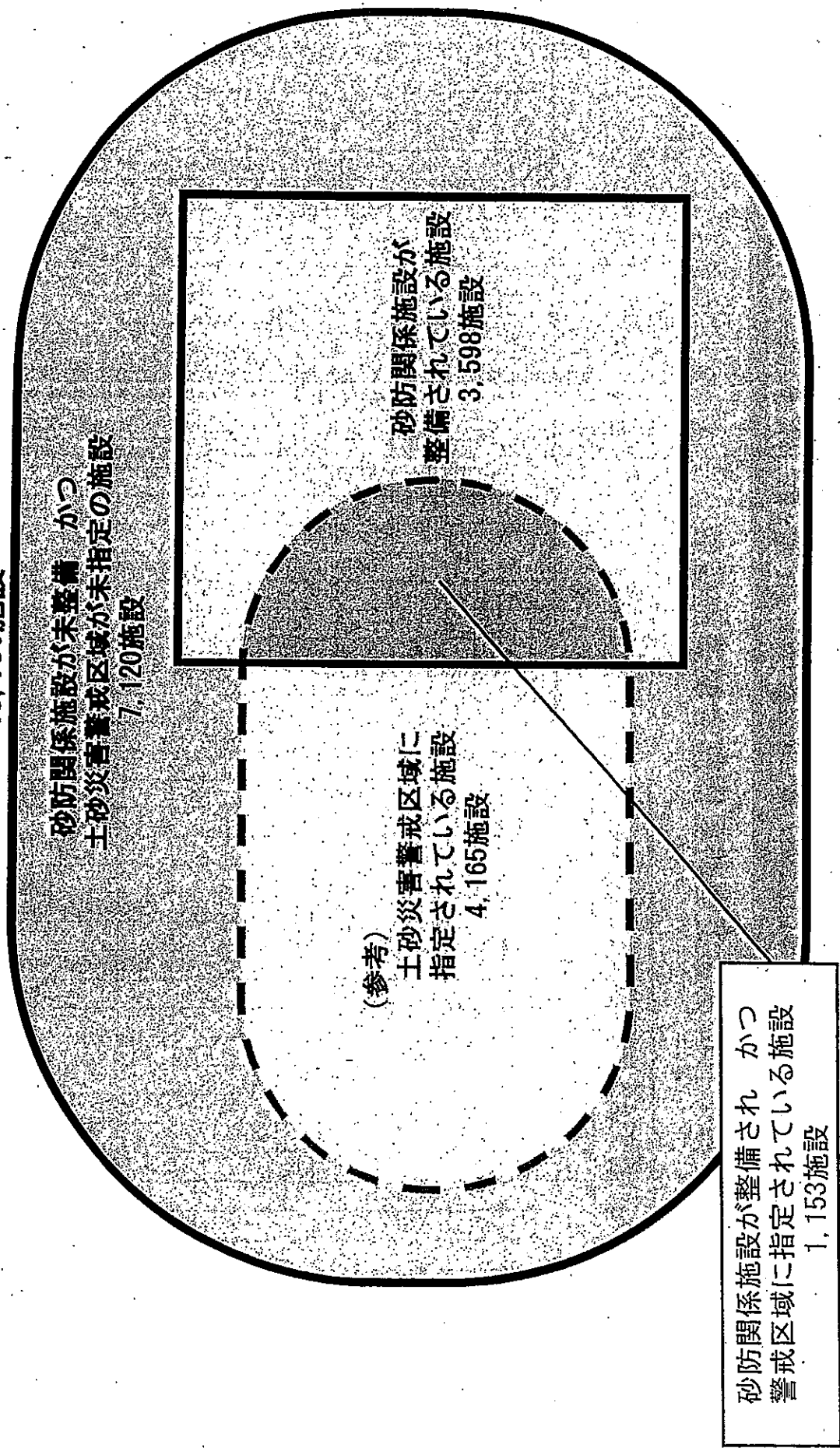
災害時要援護者関連施設は、概ね次に掲げる施設とする。

- 1 児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する施設）
- 2 老人福祉施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する施設）及び有料老人ホーム（同法第 29 条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等。（同法第 5 条の 2 第 3 項から第 6 項までに規定する事業を行うものに限る。）
- 3 介護保険施設（介護保険法（平成 12 年法律第 123 号）第 8 条第 22 項に規定する施設）
- 4 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する施設）
- 5 障害福祉サービス事業所（障害者自立支援法第 5 条第 5 項に規定する療養介護、同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 7 項に規定する児童デイサービス、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 10 項に規定する共同生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援、同条第 15 項に規定する就労継続支援及び同条第 16 項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）
- 6 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する施設）
- 7 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項に基づく施設）
- 8 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項に基づく施設）
- 9 知的障害者福祉工場（昭和 60 年 5 月 21 日厚生省発児第 104 号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく施設）
- 10 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第 48 条に基づく施設）
- 11 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 22 項に規定する施設）
- 12 精神障害者退院支援施設（平成 18 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設）
- 13 重症心身障害児（者）通園事業（平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」に基づく施設）
- 14 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 21 項に規定する施設）
- 15 医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する施設）
- 16 幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 22 条に規定する学校施設）
- 17 その他
  - (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する施設）
  - (2) 特別支援学校（学校教育法第 72 条に規定する学校施設）
  - (3) その他災害時要援護者に関連する施設

# 災害時要援護者関連施設 調査結果

H21.8.31時点  
(H22.5.31集計)

土砂災害のおそれのある  
災害時要援護者関連施設  
13,730施設



(参考)

土砂災害警戒区域に  
指定されている施設  
4,165施設

土砂関係施設が未整備 かつ  
土砂災害警戒区域が未指定の施設  
7,120施設

土砂関係施設が  
整備されている施設  
3,598施設

土砂関係施設が整備され かつ  
警戒区域に指定されている施設  
1,153施設

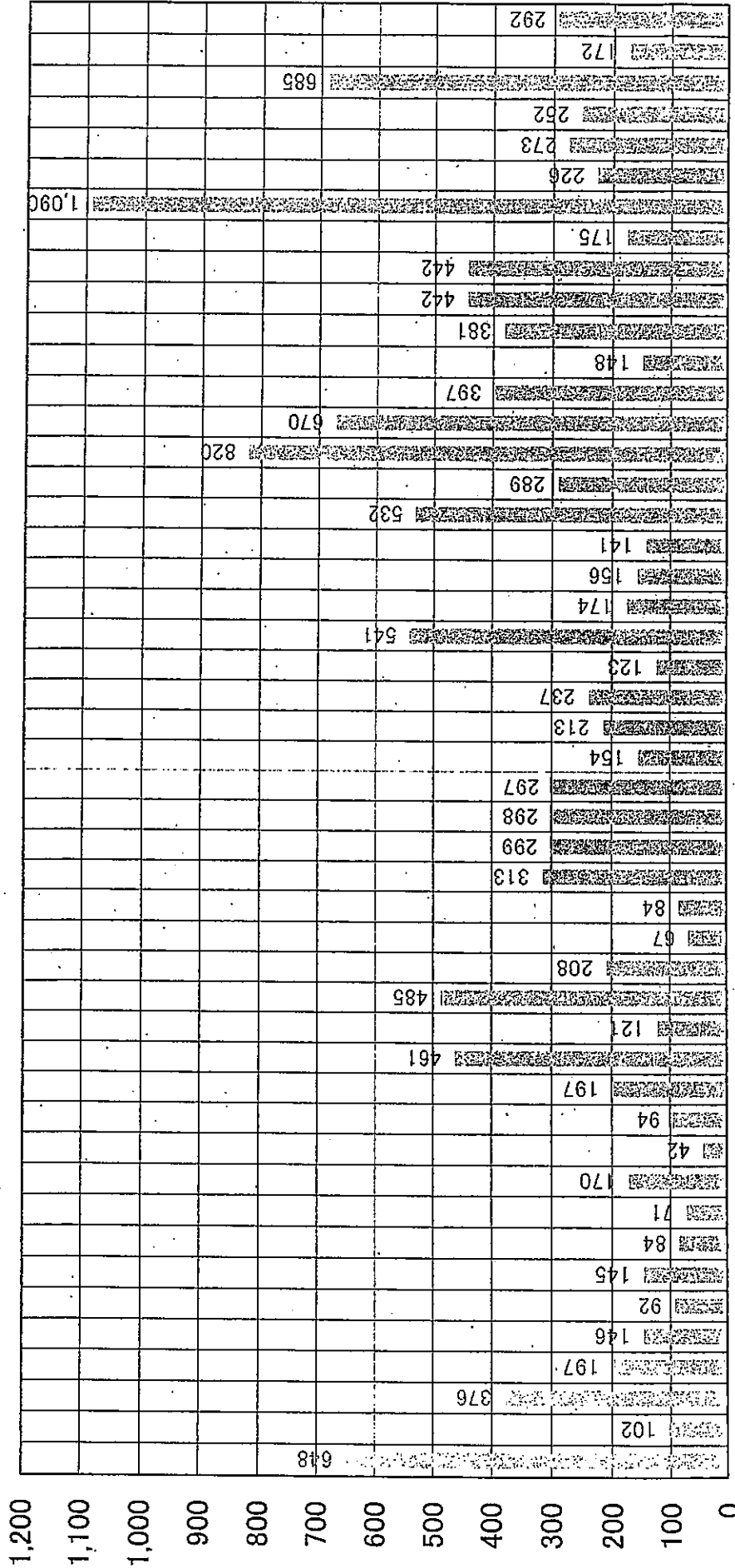
# 都道府県別 災害時要援護者関連施設数

全国の土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数

H21.8.31時点  
(H22.5.31集計)

全国で13,730施設が立地

(施設数)



北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 新潟県 富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 (平均)